

今後の手続の御案内

「旭川市住宅改修補助金」「旭川市住宅雪対策補助金」の手続に関する書類をまとめています。
必要な書類や記載内容を、必ず確認してください。

工事完了報告書の最終提出期限：令和7年12月12日(金)

※郵送で提出する場合は、**期間内必着**まで有効

必要書類 (全制度共通)	工事完了報告書 4 ページ参照
	・消えないペンで記入してください。
	完了写真（日付入り）※注意事項を確認してください 5～9 ページ参照
	・申請工事に関わる 全ての改修後の状況がわかる写真 が必要です。 ・申請時に撮影出来なかった部分は、 工事着手前 や 工事中の写真 も必要となります。 ・写真を貼付台紙に貼り付けるか、L 版相当以上の大きさと印刷してください。 ※省エネルギー型の場合は、設置した製品本体等に印字されている品番も撮影してください。
	工事請負契約書等の写し 10 ページ参照
	・様式は任意です。施工業者の様式で構いません。 ・申請時の見積額と契約額が異なる場合は、契約額に基づいた見積書も提出してください。 ※契約金額が変更になった場合は、変更後の契約書も必要になります。
	支払を証明する書類の写し 10 ページ参照
	・申請工事に関わる全ての領収書や払込受領証等の写しが必要です。
	補助金の請求書 11 ページ参照
	・記入不要の箇所もあるので必ず記載例を確認してください。

完了報告 オンラインで申請を行う場合は、右の二次元コードにアクセスし、手続を行ってください	 住宅改修補助金	 雪対策補助金
---	---	---

工事の途中で以下のような状況になった場合は、必要書類を速やかに提出してください
オンラインで申請を行う場合は、下の二次元コードにアクセスし、手続を行ってください

申請時の内容から 変更 があった場合 「変更申請書」「変更内容が確認できる書類」(見積書や写真等) ※変更に関する詳しい内容は3ページのQ&Aを確認してください。	 住宅改修補助金	 雪対策補助金
補助金を 辞退 する場合 「辞退届」	 住宅改修補助金	 雪対策補助金

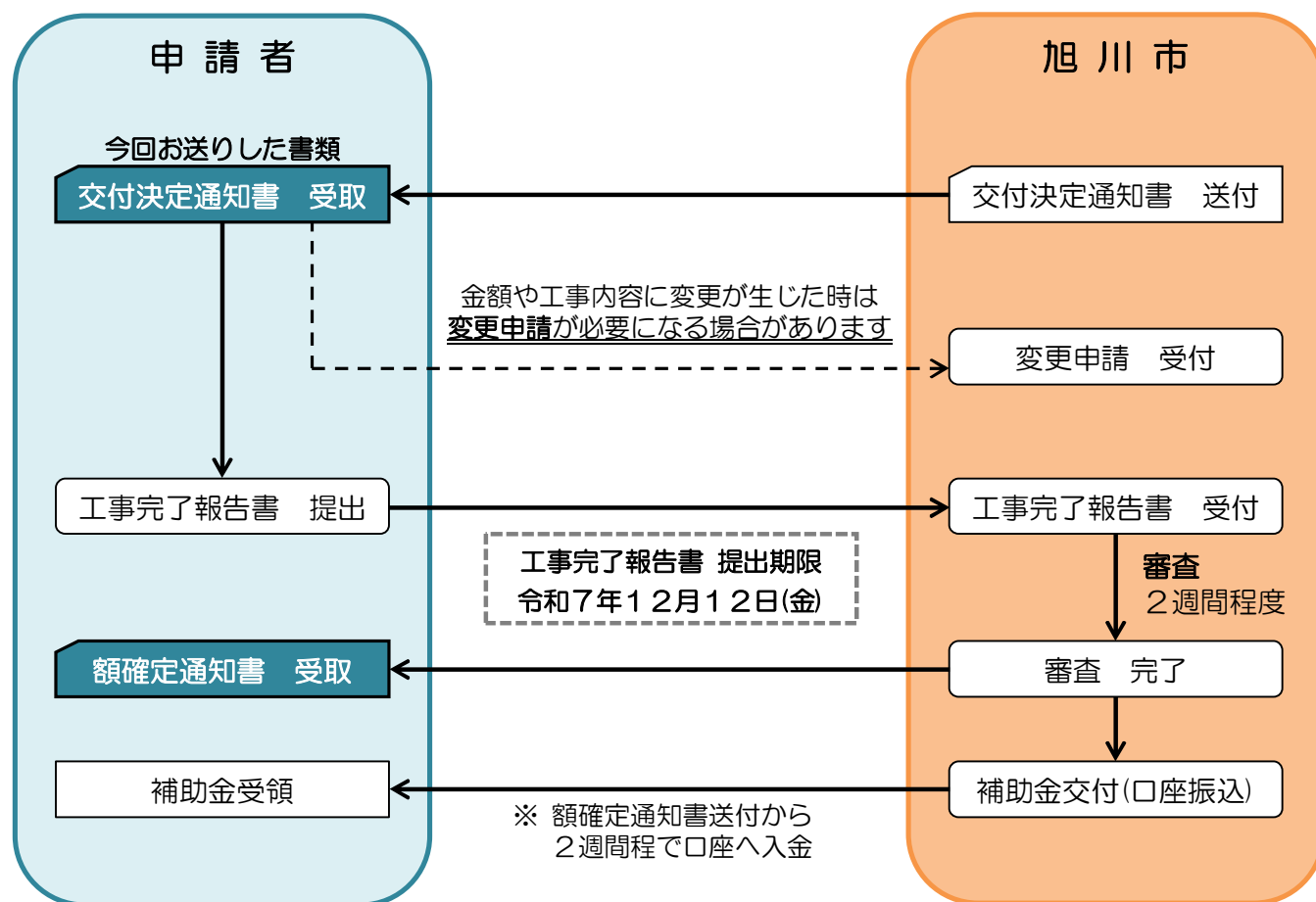
※全ての様式と記載例は、ホームページからダウンロードできます。
旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報

提出・お問合せ先 ※持参、郵送又はオンラインにて御提出ください。

旭川市 建築部 建築総務課 ☎ (0166) 25-9708
〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階
Email: reform@city.asahikawa.lg.jp



今後の手続の流れ



⚠ 手続の注意事項 ⚠

- ・工事契約は4月1日以降に締結したものに限りです。
 - ・補助金の交付には工事前の写真が必要です。
必ず工事前の写真を撮影してから工事を始めてください。
 - ・工事完了後に確認できなくなる隠ぺい部分（断熱材など）は、施工中の写真も忘れずに撮影してください。
 - ・申請時の内容から変更が生じた場合、変更申請の手続が必要になる場合があります。
ただし、補助金額の増額はできません。詳しくは3ページのQ&Aを確認してください。
 - ・一度請負契約を締結された後に変更があった場合は、必ず書面等で変更の契約を行ってください。
変更後の契約書と変更内容を示す書類（見積書等）も提出していただきます。
 - ・工事の変更や中止などで補助金の交付を辞退される場合は、必ず辞退届を提出してください。
 - ・工事完了報告書は、工事が完了したら必要書類を添えて速やかに提出してください。
工事完了報告書の提出期限は令和7年12月12日（金）です。
- ※郵送は期間内必着まで有効
- 書類の不備や不足がある場合も、必ずこの期限までに提出していただきます。
- 期限日直前は窓口が大変混み合いますので、早目の提出に御協力をお願いします。

今後の手続 Q & A

分類	制度	
変更	共通	Q1 補助金交付決定後に施工業者や工事の種類が変わった場合どうしたらよいですか。
		A1 「施工業者の変更」、「工事種別の変更」、「使用する材料・製品等の、省エネルギー性能の低いものへの変更（住宅改修（省エネルギー型の場合）」は、変更申請の手続を行う必要があります。変更申請書に、変更内容が分かる書類（見積書やカタログ、写真等）を添えて速やかに提出してください。施工業者との変更契約は、補助金の変更申請手続前であっても支障ありません。 なお、補助金額の増額はできません。
		Q2 工事の一部を中止したことで総工事費が下がりました。補助金額も減額になりますか。
		A2 「工事費用の減額」や「対象工事の一部中止」の場合は、変更申請の手続が必要です。工事内容によっては、補助金額も減額となることがあります。
辞退	共通	Q3 補助制度を申請した後に工事を中止することになりました。手続は必要ですか。
		A3 届出が必要です。「辞退届」を速やかに提出してください。
契約書	共通	Q4 工事請負契約書が必要となっていますが、注文請書でもよいですか。
		A4 工事請負契約書以外に、必要事項（注文者・請負者・請負金額・契約日・工事内容等）が記載され、印紙（割印又はサイン入り）が貼付された同等の書類でも構いません。
		Q5 親の住んでいる住宅について、別居している子が工事請負契約してもいいですか。
		A5 別居している子（3親等以内に限り）でも、住宅に居住している親に代わって請負契約することができます。工事完了報告時に契約書や領収書と合わせて、親子関係を示す書類も提出してください。（戸籍謄本等）
領収書	共通	Q6 工事代金を銀行振込で支払ったので領収書がありません。
		A6 銀行振込の場合は、施工業者への代金支払が完了した時点で施工業者に領収書を発行してもらうか、銀行払込受領証や振込明細書等の写しを提出してください。
		Q7 工事代金をローンで支払うので領収書がありません。
		A7 クレジットやローンによる支払の場合は、ローン会社などから施工業者への代金支払が完了した時点で施工業者に領収書を発行してもらうか、施工業者に工事代金が振り込まれたことを示す書類（支払明細書や代金が振り込まれた通帳のコピー等）など、工事代金の支払が完了していることが確認できる書類を提出してください。
他の補助金	共通	Q9 子育てグリーン住宅支援事業の補助金との併用は可能ですか。
		A9 住宅のリフォーム工事を対象とする国等の他の補助制度との併用はできません。ただし、旭川市で対象とするリフォーム工事と、国等の他の補助制度で対象とするリフォーム工事の内容や請負工事契約が別であることに加え、工期が別である場合については、併用できることがあります。

〈 工事完了報告書 記載例 〉

誤りのないようはっきり正確に記載してください。

※消えないペンで記入してください。

様式第7号

工 事 完 了 報 告 書

(報告書を提出する日) 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 旭川市長

(交付決定者) 住所 旭川市7条通9丁目 48 番地

氏名 旭川 太郎

先に交付決定を受けた (旭川市住宅改修補助金) 旭川市住宅雪対策補助金) について、工事が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

工 事 期 間	(着手日) 令和 7 年 8 月 22 日 ~ (完了日) 令和 7 年 9 月 22 日
受 付 番 号	100
補助金交付決定額	金 100 , 000 円
施 工 業 者 名	株式会社〇〇〇〇工務店
添 付 書 類	☐ 改修部分の施工中 (隠ぺい部分等) 及び施工後の写真 ☐ 工事請負契約書等の写し (申請者と契約者が異なる場合は関係性を示す書類) ☐ 支払を証明する書類の写し (申請した工事に伴ったもの全て) ☒ 別途、請求書 (様式第12号) の提出も必要です

※備 考 欄	※受 付 欄

実際に工事を開始した日と、工事が完了した日を記入してください。
※完了写真は必ず工事完了日以降に撮影してください。

「受付票」の申請受付番号を記入してください。

「補助金交付決定通知書」の交付決定金額を記入してください。

項目に✓をつけながら書類の有無を確認してください。

※記載内容で不明な箇所がある場合は、事前にお問い合わせください。

※申請時の内容から変更がある場合、「変更申請」の手続が必要となることがあります。

詳しくは Q&A の 1・2 番を確認してください。

※この様式は、ホームページからもダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報

工事別 完了写真の注意事項

※申請時に撮影できなかった部分は、工事着手前や工事中の写真も必要になります。

全制度共通	チェック項目
	☐ 撮影日がある（対象工事が全て完了してから撮影された写真） ☐ 対象工事部分全ての写真がある

住宅改修工事	
＜省エネルギー型＞ ※見積りやカタログの商品と相違ないことを確認します	
窓・ガラス 共通	☐ 改修後の全ての窓の写真 ※逆光注意
玄関ドアの交換	☐ 交換した玄関ドアの全景がわかる写真
高断熱浴槽を備えた浴室	☐ 改修後の浴室の全景がわかる写真 ☐ 断熱風呂フタの写真
節水型トイレ	☐ 改修後のトイレ本体と室内の全景がわかる写真 ☐ 床張り替え工事を伴う場合は、床面が写っている ※床にマットなどを敷いている場合は、無い状態で撮影する
断熱改修	☐ 改修した部分の全ての写真 ☐ 施工中の写真（断熱材が施され、仕上げ材で塞ぐ前の状態で撮影）
＜維持保全型＞ ※塗装や張替など施工後の状態を確認するため、必ずカラー写真で提出してください	
外壁の改修	☐ 改修箇所全ての写真 ※全面改修の場合は建物4面の写真 ☐ 同系色やクリア塗装などの場合は、 施工中の写真 も必須
屋根の改修	☐ 改修した屋根面全ての写真 ☐ （屋根の現状写真が未提出の場合は） 施工前の写真 ☐ 同系色やクリア塗装などの場合は、 施工中の写真 も必須

雪対策工事	※申請した住宅であることが確認できるよう、部分的ではなく広い範囲を撮影してください
融雪槽・融雪機	☐ 設置した位置が確認できる写真
ロードヒーティング	☐ ロードヒーティングの場合：施工中の写真

※申請時の内容から変更がある場合、変更申請の手続が必要になる場合があります。

※写真が不鮮明な場合や、対象工事部分が確認できない場合、再提出を求めることがあります。

※審査の過程で現地を確認する場合があります。

写真はし版相当以上のサイズに印刷したもので構いません。
様式は任意です。写真台紙はホームページからダウンロードできます。

番号	①	撮影日	2025. 9. 22	備考	〈完了写真〉居間の外窓を断熱性の高いものに取り替える
----	---	-----	-------------	----	----------------------------

図面と写真に同一番号を振るなどして、改修箇所が明瞭に分かるようにしてください。



「内窓」を写す場合は、カーテンを開けて、必ず内窓全体が見える状態で撮影してください。
「外窓」の場合は、窓全体が確認できるように、外から撮影してください。

番号		撮影日	2025. 9. 22	備考	〈完了写真〉高断熱浴槽を備えた浴室へ改修
----	--	-----	-------------	----	----------------------



「高断熱浴槽」への改修の場合は、「断熱風呂ふた」の写真も必要です。

「高断熱浴槽」や「節水型トイレ」へ改修する場合は、申請した住宅と同じであることが確認できるように、着工前・完了時共に広角又は複数方向から撮影してください。

[住宅改修工事]

省エネルギー型

写真に日付が入らない場合は、手書きで撮影日を記入してください。

番号	撮影日	備考
	2025. 9. 15	〈施工中〉壁の断熱材充填
		

「断熱改修工事」などで、工事完了時に見えなくなる部分がある場合は、必ず施工中の写真も撮影してください。

外装工事の場合、施工前・施工後の状態を確認するため、必ずカラー写真で提出してください。

番号	撮影日	2025. 9. 22	備考	〈完了写真〉外壁張替え
----	-----	-------------	----	-------------



改修した全ての範囲がわかるように写してください。
「外壁の全面改修工事」は、外壁全面（4面）を写してください。

番号	撮影日	2025. 9. 22	備考	〈完了写真〉屋根塗装
----	-----	-------------	----	------------



「塗装・張替え工事（屋根・壁共）」の場合、既存の色と同系色の塗装や、クリア塗装の場合は施工中の写真も必ず撮影してください。

「屋根の改修工事」は、忘れずに上から改修範囲を写してください。

番号		撮影日	2025. 9. 22	備考	〈完了写真〉融雪槽設置工事
					

番号		撮影日			
【 留 意 事 項 】 • 申請時に提出した見積書に記載のある工事が、すべて完了した状態で撮影してください。 ※アスファルト舗装など • 「融雪槽・融雪機」を設置する場合 設置した位置が明確に確認できるように（申請した住宅に設置されていることが確認できるように）広い範囲を写してください。					

< 工事請負契約書・領収書 注意事項 >

工事の請負契約は必ず書面で行ってください。(この記載例は使えません)

必要事項(注文者・請負者・請負金額・契約日・工事内容等)が記載され、印紙が貼付された同等の書類であれば、施工業者が普段お使いの契約書の書式で構いません。

<みほん>

住宅リフォーム工事
請負契約書

印紙貼付欄
印

本契約書、住宅リフォーム工事請負契約約款及び添付の見積書、仕様書、設計図書等にもとづいて、工事請負契約を結ぶ。この契約の証として本書を2通作成し、当事者が記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

1. 工事名称 _____

2. 工事場所 _____

3. 工事期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 より _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

4. 請負金額

金 _____ 円(税込)

うち工事価格(消費税等額を除く) 金 _____ 円

取引に係る消費税等額 金 _____ 円

5. 支払方法

契約締結時	令和	年	月	日	金	円(税込)
	令和	年	月	日	金	円(税込)
	令和	年	月	日	金	円(税込)
	令和	年	月	日	金	円(税込)

6. 添付書類 ☐ 見積書 ☐ 仕様書 ☐ 設計図 ☐ その他 ()

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注文者

住所 _____ 住所 _____

氏名 _____ 氏名 _____

電話番号 _____ 電話番号 _____

請負者

住所 _____

名称 _____

代表者 _____ 担当者 _____

電話番号 _____ FAX 番号 _____

消印は、注文者・請負者どちらか一方でも差し支えありません。
印紙税額は、税務署等に確認してください。

申請時に提出した見積書に記載のある工事から変更があった場合や、契約金額に変更があった場合は、実際に締結した**契約金額に合った見積書を提出してください。**
※金額が減額になった場合は変更申請の手続きが必要になります。詳しくは3ページQ&Aの1・2番を確認してください。

※注意
契約は、必ず令和7年4月1日以降に締結してください。

補助金の申請者と工事の契約者(支払者)が異なる場合は、申請者と契約者の関係性が確認できる書類の提出が必要になります。
※なお、異なる契約者名義で有効なのは、申請者からみて3親等以内の親族のみです。

※この参考様式は「(一社)住宅リフォーム推進協議会」のホームページからダウンロードすることができます。
<http://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>

領 収 書

(契約者名) 様

<みほん>

金額 ¥850,000 円

但

令和**年**月**日
上記正に領収いたしました

〇 〇 会 社

印紙
印

- 申請工事に関わる全ての支払を証明する書類の写しが必要です。
- 銀行振込の場合は、施工業者への代金支払が完了した時点で施工業者に領収書を発行してもらうか、銀行払込受領証や振込明細書等の写しを提出してください。
- 申請工事とは別契約の工事代金をまとめて領収書が発行された場合は、その内訳をお知らせ下さい。
- 申請者と契約者が異なる場合、領収書の宛名は契約者名と統一してください。

印紙税額は、税務署等に確認してください。

〈 請求書 記載例 〉

補助金を確実に振り込むため、請求書には必要事項をはっきりと正確に記載してください。

様式第9号

請 求 書

(宛先) 旭川市長

(交付決定者) 住所 旭川市7条通9丁目48番地

氏名 旭川 太郎

次のとおり請求します。

請求額

十	億	千	百	十	円

記入しない

0 0 0

請求内容

(旭川市住宅改修補助金) 旭川市住宅雪対策補助金) として

振込先

金融機関名・支店名	口座番号	口座名義 (カタカナ)
銀行 信金 農協	普通 1 2 3 4 5 6 7 当座	アサヒカワ タロウ

申請者の住所・氏名

金額は記入しないでください。
誤った金額を記入した場合、再提出になります。

「金融機関名」「支店名」「口座番号」
を誤りのないよう、しっかり正確に
記入してください。

振込口座名義をカタカナで記入

普通・当座どちらかに記入

★ゆうちょ銀行の場合★

振込用の「店名番号」「口座番号」が必要です。

〈変換例〉 記 号 1 9 7 4 0 番 号 1 2 3 4 5 6 7 1

2～3桁目の数字の
最後に「8」を加えて
選数字で記入

最後の「1」をとる

支店名 九七八

口座番号 1 2 3 4 5 6 7

※詳しくは、ゆうちょ銀行に御確認ください。

※請求書の様式は、ホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報